

議案第 4 4 号

羽曳野市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 8 年 6 月 4 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律(令和6年法律第59号)の施行により、在留外国人の求めに応じ、個人番号カードとしての機能が付加された在留カード又は特別永住者証明書を発行することが可能となることに伴い、当該カード又は当該証明書を利用して多機能端末機等で印鑑登録証明書の交付申請をすることができるようにするため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市印鑑条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市印鑑条例(平成6年羽曳野市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」を「個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)に、「個人番号カード(」を「個人番号カードをいう。以下同じ。)、特定在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ)又は特定特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。)(これらのうち」に改め、「記録されているものに限る」の次に「。次号において「個人番号カード等」という」を加え、同条第2号中「前号の個人番号カード」を「個人番号カード等」に改め、同条第3号中「番号利用法第2条第7項に規定する個人番号カード(」を「個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書(これらのうち」に改める。

附 則

この条例は、令和8年6月14日から施行する。

新	旧
<p>(多機能端末機等による印鑑登録証明書の交付申請等)</p> <p>第 14 条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、次に掲げるいずれかの方法により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> <p>(1) <u>個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。)</u>第 2 条第 7 項に規定する<u>個人番号カード</u>をいう。以下同じ。)、<u>特定在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ)又は特定特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成 3 年法律第 71 号)第 16 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。)</u>(これらのうち電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成 14 年法律第 153 号。以下「公的個人認証法」という。)第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。<u>次号において「個人番号カード等」という。)</u>又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 12 条の 2 第 4 項第 3 号ロに規定する移動端末設備であって公的個人認証法第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)を利用することにより、多機能端末機(本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者等が設置する端末機で、印鑑登録者が必要な操作を行うことにより、証明書等の交付を申請する機能及び証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)で印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受ける方法</p> <p>(2) <u>個人番号カード等</u>を利用することにより、専用端末機(本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線により接続された本市が設</p>	<p>(多機能端末機等による印鑑登録証明書の交付申請等)</p> <p>第 14 条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、次に掲げるいずれかの方法により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> <p>(1) <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。)</u>第 2 条第 7 項に規定する<u>個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成 14 年法律第 153 号。以下「公的個人認証法」という。)</u>第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 12 条の 2 第 4 項第 3 号ロに規定する移動端末設備であって公的個人認証法第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)を利用することにより、多機能端末機(本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者等が設置する端末機で、印鑑登録者が必要な操作を行うことにより、証明書等の交付を申請する機能及び証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)で印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受ける方法</p> <p>(2) <u>前号の個人番号カード</u>を利用することにより、専用端末機(本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線により接続された本市が</p>

置する端末機で、印鑑登録者が必要な操作を行うことにより、証明書等の交付を申請する機能を有するものをいう。)で印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受ける方法

- (3) 個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書(これらのうち公的個人認証法第3条第7項の規定により同条第1項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書が記録されているものに限る。)を利用することにより、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線により接続された印鑑登録者の使用に係る電子計算機を用いて、電子署名(公的個人認証法第2条第1項に規定する電子署名をいう。)を行い、及び印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受ける方法

以下省略

設置する端末機で、印鑑登録者が必要な操作を行うことにより、証明書等の交付を申請する機能を有するものをいう。)で印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受ける方法

- (3) 番号利用法第2条第7項に規定する個人番号カード(公的個人認証法第3条第7項の規定により同条第1項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書が記録されているものに限る。)を利用することにより、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線により接続された印鑑登録者の使用に係る電子計算機を用いて、電子署名(公的個人認証法第2条第1項に規定する電子署名をいう。)を行い、及び印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受ける方法

以下省略